

6月23日～29日

男女共同参画週間

令和4年度内閣府「男女共同参画週間」キャッチフレーズ「あなたらしい」を築く、「あなたらしい」社会へ

男女共同参画社会とは、性別にとらわれることなく、それぞれの個性や能力を發揮できる社会です。男女共同参画社会づくりのためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が不可欠です。誰もが、子育てや介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇を確保されていることが大切です。この週間を機に、みなさんも自身のワーク・ライフ・バランスについて考えてみませんか。

問合先 人権推進課



男女共同参画

人権の広場

6月は

就職差別撤廃月間

～しないさせない就職差別～

就職の面接で、本人や家族の出身地や職業、思想・信条などについて質問することは、本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断する事になり、就職差別につながるおそれがあります。府では6月を「就職差別撤廃月間」と定め、啓発事業に取り組んでいきます。就職の機会均等を保障することの大切さについて、みなさんのご理解をお願いします。

【就職差別110番】採用面接時などの差別について、相談、関係機関の紹介などを行います。

● 相談専用電話番号：☎06・6210・9518（月間中（閉庁日除く）午前10時～午後6時）

● eメール：rodokankyo.go3@box.pref.osaka.lg.jp

受付期間 6月1日（水）～30日（木）

問合先 府 商工労働部 雇用推進室

（☎06・6210・9518）

女性のための特設電話相談

毎週水曜日（第5週・祝日除く）に実施している女性のための電話相談を6月第5週の水曜日にも行います。着信番号は表示されず、名前を伺うこともありません。もちろん秘密は固く守られます。安心して相談してください。

日時 6月29日（水） ● 午前10時～正午
● 午後1時～3時

相談専用ダイヤル…☎469-7402

問合先 人権推進課

※相談無料。通話料は本人負担

登録しよう！本人通知制度

私たちの個人情報、知らない間に他人に取得され、ストーカー行為や結婚差別に悪用されるなど、多くの人権侵害が起きています。戸籍などの不正取得防止策の1つとして各市町村で本人通知制度が導入され、府内ではすべての市町村でこの制度が採用されています。本人通知制度とは、登録しておく、第三者に戸籍謄本や住民票などが交付された場合、本人に通知が届く制度です。登録者の増加が、不正取得の防止につながります。

※請求者の情報のすべてをお知らせするものではありません。

問合先 ● 人権推進課 ● 市民課（登録の受付）

泉佐野市人権を守る市民の会 学習会と総会

人権はいのちを守ること

～すべての人が大切にされるまちに～

日時 6月25日（土）午後1時30分～（受付：午後1時）

場所 エブノ泉の森 小ホール

内容

● 総会（報告）：午後1時30分～1時50分

● 学習会：午後2時～3時30分

「閉じ込められた命 ～ハンセン病回復者と家族～」

講師 黄 光男さん（ハンセン病家族訴訟原告団副団長）

申込・問合先 6月17日（金）までに電話、FAX、eメールで氏名、連絡先、参加人数を記入の上、泉佐野市人権を守る市民の会（人権推進課内 ☎463-1212 Fax464-9314 eメール：jinken@city.izumisano.lg.jp）へ

※手話通訳、一時保育（1歳～就学前、若干名・先着順）あり、希望者は6月17日（金）までに要申込

※新型コロナウイルス感染症の状況により、内容を変更または中止する場合があります。事前にホームページで確認してください。

黄 光男（ファン グァンナム）さん
プロフィール

1955年、大阪府吹田市に生まれる。在日朝鮮人二世。1歳の時に両親と姉がハンセン病国立療養所長島愛生園に隔離され、自身は福祉施設で育つ。9歳の時に家族で暮らすことになるが長い間、家族がハンセン病患者であることを語るができなかった。ハンセン病の誤った政策や、それによる差別・偏見が家族にもまた大きな被害を与えたというハンセン病家族訴訟に原告副団長として参加する。

2020年6月、熊本地裁で勝訴の判決がでて、国の控訴断念により確定した。自身の体験をもとに、ハンセン病問題をテーマにした講演を全国各地で行っている。

